広がる知財権活用で安定成長へ

知財

食品産業は、原材料高騰などのコスト増加で、かつての大量生産大量消費のビジネスモデルが崩れており、それでもコモディティ化する市場からいかに商品価値を創出できるかが問われている。それには「知的財産権」（知財権）を駆使して、自社のブランドや商品を保護することが重要だ。その知財権はここ数年で保護対象が拡大しており、既存商品にあてはまる可能性もある。また、最近は知財がＳＤＧｓの要素を満たした開発かどうかも重要になっている。

知的財産の産業財産権は、製造方法などの発明を保護する「特許権」、物品の構造・形状（開け閉めしやすいフタなど）の「実用新案権」、デザインの「意匠権」、商品やブランド名とそのロゴなどの「商標権」があり、これらは客観的内容が同じものに対して排他的に支配できる「絶対的独占権」と言われている。

産業財産権制度は「新しい技術・デザイン・ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止を保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用の維持などによって、産業の発展を図ることを目的」（特許庁）にした制度である。

こういった知財権も、時代の流れとともに柔軟に進化し、「商標権」は、以前は保護対象が文字や図形、立体的形状などに限られていたが、15年４月から「新商標」として定義が拡大。「動き」「ホログラム」「音」「位置」「色彩」なども商標法の保護対象として認められることになった。

また、「意匠法」も20年４月から改正され、これまでは「物品」に限られていたが、新たに「画像」「建築物」「内装」のデザインに保護対象が拡充した。

知財とＳＤＧｓ、知財権を活用した成長戦略など、食品界にも強みを持つ三枝国際特許事務所、ユニアス国際特許事務所で活躍する弁理士に話を聞いた。

＜特集８～９面＞

既存品の特徴が保護対象にも

知的財産もＳＤＧｓ

知財戦略においても、「ＳＤＧｓ」の要素が重視されている。ＡＩを用いたＳＤＧｓ関連技術の見える化で企業の特許を数値化し、企業をランク付けする動きがあり、その数値は投資や優秀人財の獲得にもつながっていく。食品業界では、官民あげて輸出強化に取り組んでおり、輸出を含めた「海外戦略」を執るうえで、「知的財産権」による保護は非常に重要。知財で保護しなければ、一瞬のうちに模倣製品が出てくるからだ。そこで、特許は90か国以上、商標はほぼ全世界というグローバルな出願実績を有する三枝国際特許事務所の林雅仁所長に、「知財とＳＤＧｓ」「輸出・海外戦略と知財」のテーマを中心に、各重要事項などを聞いた。

代表弁理士・所長
林　雅仁氏

三枝国際特許事務所

海外事業＝知的財産保護の認識を

——知的財産分野における最近のトレンドは。

林　「ＳＤＧｓ」は周知のとおりで、多くの企業がＳＤＧｓに沿った目標を掲げ、積極的に行動を起こしている。

そのＳＤＧｓは知的財産分野にも大きく関連している。近年、特許出願の明細書の中に、ＳＤＧｓ関連の内容がどれほど盛り込まれているかをスコア化し、ランク付けする動きが出てきている。企業別に数値で表され、国別や企業別でランク化されている。それが企業の評価となり、投資対象の一つにもなっている。

つまり、企業の新たな技術開発は、新たな市場価値を創出するだけでなく、企業のＳＤＧｓに対する取り組みの本気度を表すもので、それにより企業が総合評価されるようになってきている。

こういったＳＤＧｓへの取り組みは、大手企業を中心にイメージアップにつながっていくだろう。また、中小企業においても、良い人材確保などに関連づけはいつ頃から。

林　ＳＤＧｓは、２０１５年の国連サミットで採択されたものだが、知財による持続的な環境保護へのアプローチは以前からあった。当所がう独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

一方、1年半後には特許が公開されるため第三者は早い段階で発明の内容を知ることができる。それを元に改良を加えた新たな発明が生まれ、特許出願される。さらにその特許が公開され、より改良された発明が生まれる。出願から20年経てば特許の保護は終了し、誰でも使えるようになる。これが繰り返されて、技術が進歩し日本の産業が発展していく。これが特許制度のしくみである。

日本の特許法は第一条に、発明の保護と利用で産業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——知財とＳＤＧｓの関連づけはいつ頃から。

林　ＳＤＧｓは、２０１５年の国連サミットで採択されたものだが、知財による持続的な環境保護へのアプローチは以前からあった。当所がう独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

——特許制度とは。

林　特許制度は、基本的に発明を保護するものだが、同時に第三者も一定条件のもとでその発明を利用できるようにして、結果として日本の産業を発展させようとするものだ。これが特許制度の根幹である。

発明は、特許出願することにより出願から20年を限度として特許権といった独占排他権で保護される。開発者にとって、投資回収、事業拡大、新たな開発などへの原動力となる。

食品分野では、成分などの分析技術も日進月歩しているので、現在は秘匿されていても市場でリバースエンジニアリングされてしまう可能性はある。技術を秘匿するか特許のように公にするかは、その技術の特性と事業活動を考慮して、最終的には企業の経営判断に委ねられる。

——ＳＤＧｓ関連技術を広く普及させる手段。

林　特許は独占排他権であるため特許権者以外の利用は制限される。しかし、ＳＤＧｓ達成に貢献する技術は、本来広く世界で利用されてこそ意味がある。その技術普及の観点から、優れた技術に関する特許を一定の条件のもと無償で開放する動きもある。例えば、トヨタの燃料電池に関する特許のように。

弁理士法人
三枝国際特許事務所
SAEGUSA & PARTNERS

https://www.saegusa-pat.co.jp

大阪オフィス
〒541-0045
大阪市中央区道修町1-7-1　北浜コニシビル
TEL : 06-6203-0941（代表）　FAX : 06-6222-1068

東京オフィス
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-8-1　虎の門三井ビル9F
TEL : 03-5511-2855　FAX : 03-5511-2857

最善を尽くす、という品質。

1946年の創業以来、顧客視点での質の高い提案にこだわり続けています。

弁理士及び技術系・事務系、知財実務経験者等、130余名の専門スタッフが、最新の知識と長年の経験に基づいたサービスを提供することにより、多様なご要望にお応えします。
特許（化学・バイオ・食品・機械・電気）、商標、意匠、契約のご相談まで幅広く対応致します。